

# 中小企業静岡

2020  
7  
No.800

特集

『特定地域づくり事業協同組合制度』が始まりました！

Business Report

災害時における優先的“応急復旧工事”に関する協定書を締結 ほか

Topics

組合助け合い応援プロジェクト



## 平成の風景(4) 日本初の世界遺産

日本で最初に世界遺産が誕生したのは平成5年12月。このとき4つの世界遺産が同時に誕生した。法隆寺地域の仏教建造物(奈良県)と姫路城(兵庫県)は世界文化遺産に。屋久島(鹿児島県)と白神山地(青森県・秋田県)は世界自然遺産にそれぞれ登録された。日本では、現在までに19の文化遺産と4の自然遺産の計23が世界遺産として登録されている。



# 新型コロナウイルス感染症対策 中小企業・事業主向け支援策一覧

(補助・助成制度、猶予・軽減措置)

令和2年6月30日現在  
静岡県中小企業団体中央会

■支援策の全体像を把握するための資料です。内容は簡略化しておりますのでご了承ください。

補助・助成制度	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者への給付金。 法人に200万円、個人事業者には100万円を上限に給付。	給付金コールセンター 0120-115-570 商工会議所、商工会 静岡労働局
	雇用調整助成金	中小企業が従業員を休業させた場合、休業手当を最大9/10助成。 ※第2次補正予算案成立後、労働者1人1日あたり上限額を15,000円に引き上げ、解雇等を行わない中小企業の助成率は10/10。 ※雇用保険に加入していない従業員の場合は「緊急雇用安定助成金」を活用。	雇用調整助成金センター 054-653-6116 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
	家賃支援給付金	中小企業、個人事業者等が本年5月～12月において、いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少、又は連続する3か月の売上が前年同月比で30%以上減少した場合、申請時の直近の月額家賃に基づいて算出される給付額の6倍(6か月分・上限額は法人100万円、個人50万円)を支給。	未定
	ものづくり補助金(特別枠)	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 補助上限：原則1,000万円 補助率：【通常枠】中小1/2、小規模2/3、【特別枠(類型A)】2/3、【特別枠(類型B又はC)】3/4	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
	持続化補助金(コロナ特別対応型)	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路拡大などの取り組みを支援。補助率は事業費の2/3又は3/4で上限100万円。売上が前年同月比20%以上減少した事業者には、交付決定額の2分の1を即時給付。	最寄の商工会議所、商工会
	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等を対象に、ITツール導入による業務効率化等を支援。 補助額：30～450万円 補助率：A・B類型：1/2(特別枠は、C類型-1：2/3、C類型-2：3/4)	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
	働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)	新たにテレワークを導入した中小企業等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。1人当たり上限額20～40万円。1企業当たり上限額200～300万円。 ※機器購入の場合：少額減価償却資産の特例、中小企業経営強化税制の適用あり。	テレワーク相談センター 0120-91-6479
猶予・軽減措置	納税猶予・納付期限の延長	納税期限までに支払いが困難(事業収入が20%以上減少)な場合、1年間納税猶予(無担保、延滞税なし)。その他の事情がある場合は、延滞税免除、差押えや換価が猶予。	国税庁・所轄税務署・都道府県市町村
	欠損金の繰戻し還付	資本金1億円以下の中小企業に適用される税務上の措置を、中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)にも適用拡大。前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができる。	所轄税務署
	固定資産税等の軽減	固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減。 納税猶予の要件→2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概ね20%以上減少 軽減・免除の要件→2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率・50%以上減少：ゼロ・30%以上50%未満：1/2	市町村の固定資産税の軽減税率窓口
	厚生年金保険料等の猶予制度	厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を經由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合あり。厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、換価の猶予が認められる場合がある。	所管年金事務所
	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料等の取扱い	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の徴収猶予等が認められる場合がある。	市町村の国民健康保険担当課
	電気・ガス料金の支払猶予等について	新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請。	電機・ガス事業者

◆掲載内容は編集時点(6月下旬)の情報をもとにしております。変更が生じている場合がございますので必ず最新の情報をご確認ください。



# 中小企業静岡

2020  
JULY  
No.800

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡

検索



トップページ中央右の  
「今月の中小企業静岡」をクリック!

[https://www.siz-sba.biz/library\\_index.htm](https://www.siz-sba.biz/library_index.htm)

## INDEX

### 特集 …… 2

『特定地域づくり事業協同組合制度』が  
始まりました!

### Business Report …… 8



災害時における優先的“応急復旧工事”に関する  
協定書を締結 ほか

### TOPICS …… 10

組合助け合い応援プロジェクト

### 景況ウォッチ …… 12

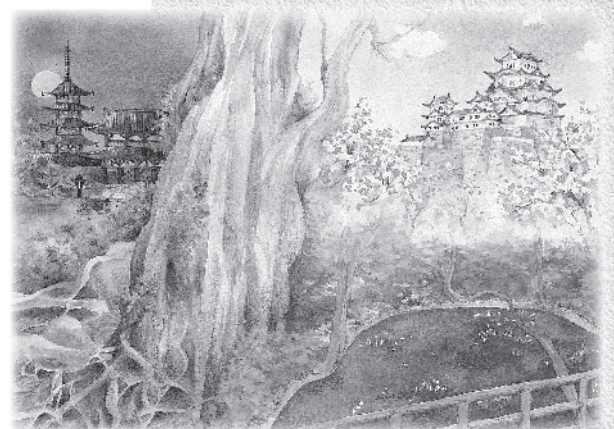
5月の情報連絡員月次景況調査より

### NETWORK …… 14

工科短期大学校(令和3年4月開校)  
浜松テクノカレッジ 若年者訓練コース ほか

### 読者プラザ …… 16

中央会 新職員 長田 昂大



表紙絵／のむらうこ

## 特集

# 『特定地域づくり事業協同組合制度』が始まりました！

## ～地域人口の急減に対処するための 特定地域づくり事業の推進に関する法律～

本法の施行に伴い、人口急減地域において、事業協同組合がマルチワーカー※の派遣等を共同事業として行う場合、都道府県知事の認定を受けることで、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を許可ではなく、届出で実施することが可能となりました。また、本法には市町村との連携による財政支援措置等が定められています。

※マルチワーカー…季節毎の労働需要に応じて複数事業者の事業に従事する労働者

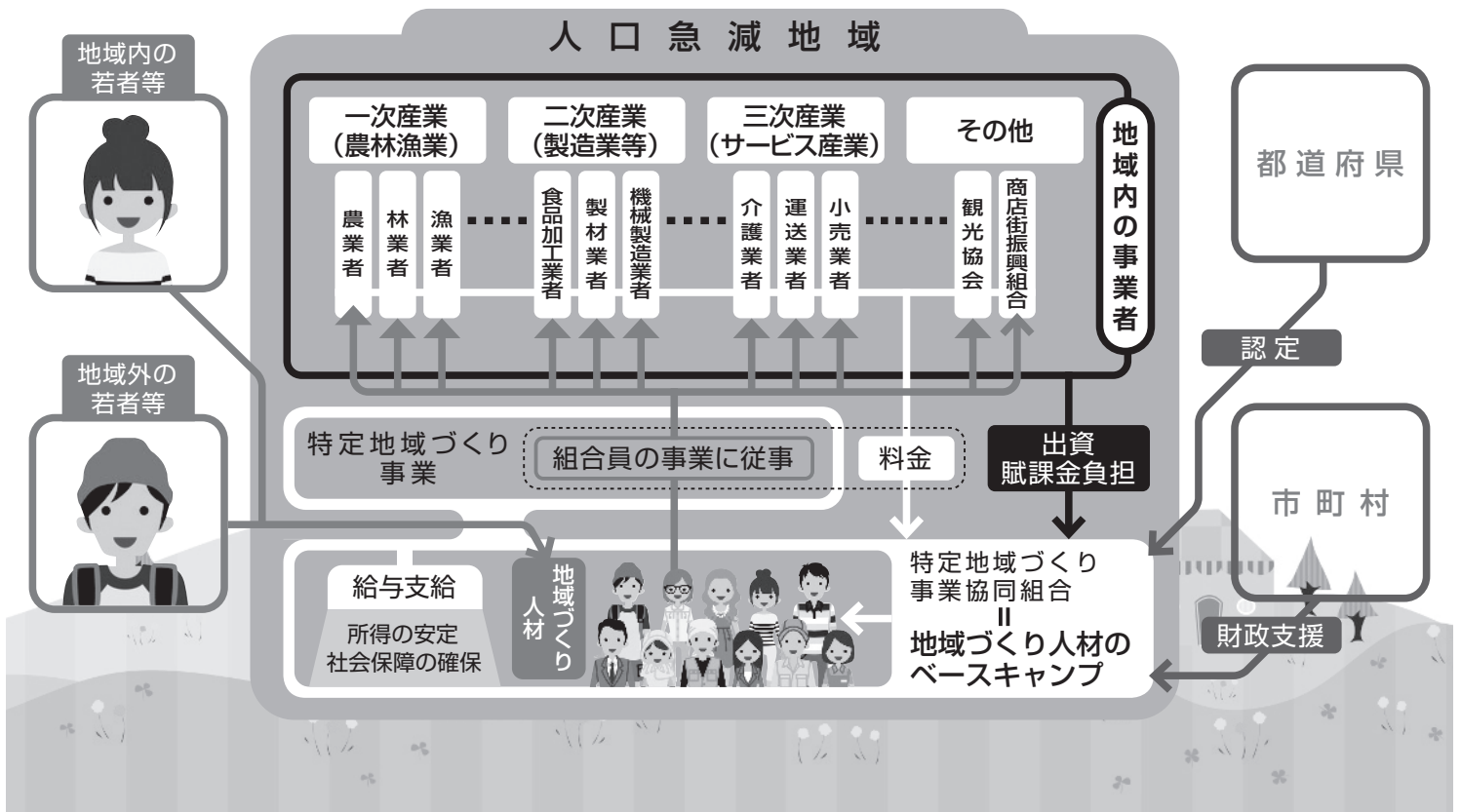
### 1 制度概要

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、地域人口の急減に直面している地域において、地域を担う人材の確保及びその活躍の推進を図り、地域社会の維持・経済の活性化を目的としています。本法を根拠に、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための『特定地域づくり事業』を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援が行われます。

- 対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同等の人口減少地域）
- 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
- 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要に応じて複数事業者の事業に従事）の派遣等
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
- 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
- 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律  
〈令和2年6月4日施行〉







(1) 人口急減地域とは

「地域人口の急減に直面している地域」とされ、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況を指します。

具体的には、次のいずれかの要件を満たす地域が考えられます。

- ①過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
- ②同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域

(2) 「特定地域づくり事業」とは

- ①地域づくり人材（※）がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業

同制度は、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣）の労働者派遣事業の実施を前提とした制度となっており、これが主たる事業となります。

- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

移住支援事業、ワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上のための研修事業などがあります。

※ 「地域づくり人材」…就労等を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材

- 例えば
- ・ 地方への移住を希望する都市部在住の若者
  - ・ 地域おこし協力隊として活躍し、任期を終えた若者
  - ・ 特定地域づくり事業協同組合の地区内に居住している若者 等

### (3) 認定基準

同制度の「特定地域づくり事業協同組合」として活動するためには、以下の基準を満たし、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

- 地区の適合性
- 事業計画の適正性
- 職員の就業条件の配慮への適正性
- 経理的・技術的基礎



## 2 財政支援

特定地域づくり事業協同組合に対して市町村が財政支援を行う場合、当該市町村は国の財政支援を受けることができます。

### 【特定地域づくり事業推進交付金】

特定地域づくり事業協同組合の運営経費について市町村等が補助金を交付する場合、その補助金の1/2までを国が交付金として交付

※市町村等の補助金は組合運営費の1/2の範囲とされていますので、当該交付金は全体の1/4の範囲内となります。

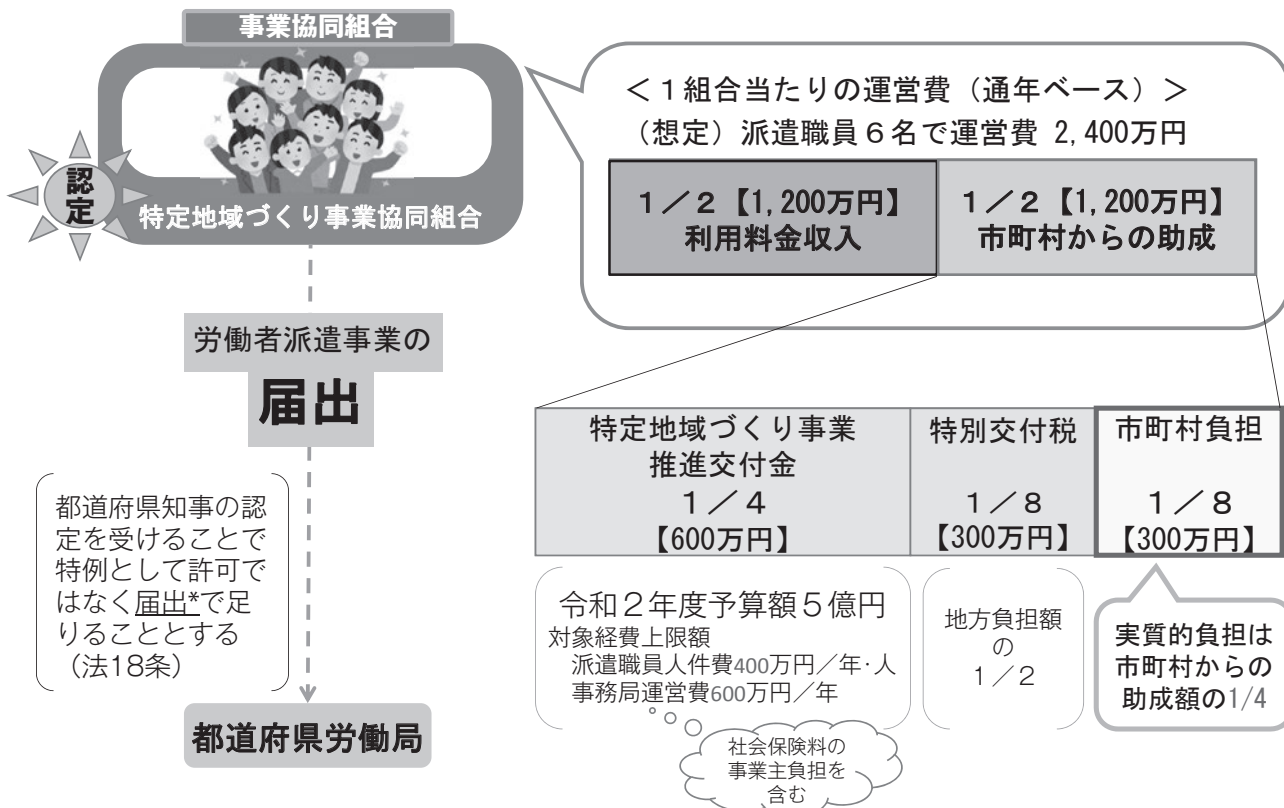
- 対象経費及び交付上限額
  - ①派遣職員人件費 400万円/年・人
  - ②事務局運営費 600万円/年
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
  - ①複数の事業者への職員派遣  
派遣職員の一の派遣先での年間労働時間は総労働時間の8割以内とする
  - ②労働需要に応じた職員の確保  
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減される

### 【特定地域づくり事業協同組合に係る地方財政措置】

- 国庫補助事業に伴う地方負担について特別交付税措置（措置率1/2）
- 組合の設立支援に係る経費について特別交付税措置
- 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置

※上記は市町村に対する国の財政支援についての記載であり、市町村から組合への実際の支援内容はそれぞれの市町村との調整によります。

## 労働者派遣事業の届出と財政支援



## 3 活用イメージ

### 仕事の組み合わせ例



## 特定地域づくり事業協同組合の立ち上げに向けて



を立ち上げるためには…？

- ✓ マルチワーカーの派遣先となる組合員(事業者)を確保し、組合設立に向けた合意形成を図ることができるか。
- ✓ 派遣職員や、派遣先とのコーディネーターとなる事務局職員を確保できるか。
- ✓ 事業計画を具体化し、円滑な組合の立ち上げにつなげるため、都道府県・市町村の関係部局、都道府県労働局、都道府県中小企業団体中央会等の関係機関への事前相談や調整が必要。
- ✓ 組合設立や、組合の安定的な運営に向けた財政支援等を実施する自治体との間で合意が得られるか。  
当該組合の関係事業者団体(農協、商工会議所、商工会など)との連携協力体制を確保できるか。

## 4 Q&A

問1 特定地域づくり人材は、必ずしも移住者に限られず、地区内に居住している者や地区外から通勤する者を雇用することもできるのか。また、高齢者、外国人を雇用することもできるのか。

- A. 地区内に居住している者、地区外から通勤する者、高齢者、外国人のいずれも組合の派遣職員になり得ます。ただし、外国人については、在留資格の制限があることに留意する必要があります。募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外の人材が採用されるよう、移住や定住支援等必要な各種施策を講ずる必要があります。

問2 既存の事業協同組合も特定地域づくり事業協同組合としての認定を受けることができるか。

- A. 既存の事業協同組合であっても特定地域づくり事業協同組合としての認定の申請を行うことはできます。ただし、法の支援の対象は、特定地域づくり事業に限られます。例えば、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は特定地域づくり事業に係るものに限られており、特定地域づくり事業について区分経理を適切に行う必要があります。



問3 特定地域づくり事業協同組合の職員がその組合員である農協等に派遣された場合において、農協等が当該職員をさらにその組合員である事業者に派遣することは可能か。

- A. 特定地域づくり事業協同組合の職員を農協等の事業者団体に派遣した場合において、その派遣された職員をさらに当該事業者団体の組合員の事業に派遣してその指揮命令下で業務に従事させる行為は、いわゆる二重派遣として職業安定法第44条の規定により禁止されます。

問4 特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業について、その一部を第三者に委託して実施することができるか。

- A. 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣事業そのものを第三者に委託して実施することはできませんが、教育訓練・キャリアコンサルティング等の業務の一部を第三者に委託して実施することはできます。

特定地域づくり事業協同組合制度に関するお問い合わせは下記までご連絡ください

中央会 連携組織課 (TEL054-254-1511) 東部事務所 (TEL055-926-8220) 西部事務所 (TEL053-453-2195)

## 労働者派遣法の適用除外について

特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、労働者派遣法の規定の一部が適用されません。その主なものは次のとおりです。

### • 労働者派遣事業の許可

特定地域づくり事業協同組合の認定を受けることで、厚生労働大臣の許可を受ける必要はなく、届出によって労働者派遣事業を行うことができます。したがって、許可証は交付されず、また、許可申請等に係る手数料を納付する必要はありません。そのほか、許可の有効期間は3年とされていますが、この規定も適用されず、特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間である10年の間、労働者派遣事業を行うことができます。

### • 派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限

特定地域づくり事業協同組合による労働者派遣は、組合員の事業を主な対象としていることから、通常の労働者派遣と異なり、派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者等への労働者派遣の制限は適用除外となっています。

### • 特定の者への労働者派遣の禁止

特定地域づくり事業協同組合による労働者派遣は、組合員の事業を主な対象としていることから、通常の労働者派遣と異なり、特定の者へ役務を提供することを目的とした労働者派遣の禁止は適用除外となっています。

ただし、特定地域づくり事業協同組合制度は、地域社会の維持及び活性化のために設けられた制度であることから、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員を専ら一の事業者のみに派遣することは適正な運営とは言えません。この点について、特定地域づくり事業推進交付金では、制度の健全な運用を確保するための仕組みとして、複数の事業者への職員派遣が行われるよう、当該派遣職員の一の事業者での年間労働時間が年間総労働時間の理論値の8割を超える場合、当該派遣職員に係る人件費は交付金の対象経費から除外することとされていますので、留意が必要です。



## 災害時における優先的“応急復旧工事”に関する協定書を締結

磐田さぎさか工業団地協同組合

磐田さぎさか工業団地協同組合(寺田尊晃理事長)は、BCP(事業継続計画)の一環として、地元建設事業者2社と「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結した。

この協定書では、台風等の自然災害が発生し、工業団地に被害が生じたときに、共同施設である上水道管及び下水道管、組合会館、組合員の工場等の建屋を対象に、地元建設事業者が速やかに応急復旧工事を行うことを定めている。

この協定書の締結により、国や県、市等からの要請に基づくインフラ整備を除き、地域で優先的に施設の復旧工事が行われることが期待される。

同組合では、約15年前から全国に先駆けて組合員のBCP策定に取り組んできたが、共同施設である給排水施設等、インフラの早期復旧が組合の課題となっていた。また、同団地は磐田市郊外に位置することから、災害発生時には、インフラ復旧に大幅な時間がかかることも懸念されていた。

こうした状況の中、昨年、一級河川の決壊等甚大な被害をもたらした台風19号が発生し、天竜川沿いに立地する同組合では、これを契機に従前の課題解決に向けた「事業継続力強化計画」の策定を、組合員と共に進めることとなった。

この計画は、令和元年11月に、工業団地組合としては全国で初となる国の認定を受け、同時に多くの組合員も計画の認定を受けるに至った。

同認定制度の金融支援策や商工中金等との協力体制の構築、水害に対するオリジナル火災保険の加入により、施設復旧の際の円滑な資金調達が可能となる。協定による復旧工事と資金面の両輪の対策が講じられている。

大杉良則専務理事は、事業継続において、自然災害への対応は今後必須の取り組みである点を強調するとともに、組合員の世代交代が進み組合事業に対する認識が低下する中、「BCPを通じて組合の存在意義や求心力が向上することを期待する」と述べた。



▲「事業継続力強化計画」認定ロゴ



▲磐田さぎさか工業団地(協)全景

## コロナ対策

### 「組合向け持続化給付金セミナー」開催

静岡県中小企業団体中央会

静岡県中央会は、新型コロナウイルス関連支援策として国が創設した『持続化給付金』に関する組合向けセミナーを開催した。

同給付金制度では、「手続の方法や対象要件が分かりにくい」、「相談窓口につながらない」など、申請手続きで戸惑っている中小企業者の声が多数中央会に寄せられており、このたびのセミナーは、組合を対象に申請手続の実務に関する支援を目的に行われた。

同セミナーは、6月15日、16日、17日の3日間にわたり中部・東部・西部地区の各会場で行われ、約70名の組合関係者が参加した。コロナ拡大防止策として、“3密”を避けるために会場ごとに定員が設けられ、参加者にはマスク着用が呼びかけられた。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小企業者等に対して、事業の継続を下支えするために交付される、事業全般に広く使える国の給付金である。

今年1月から12月までの月間の事業収入が、前年同月比50%以下となる月がある場合、法人は200万円、個人事業主は100万円を上限として同給付金の支給対象となる可能性がある。中小企業組合も対象となる。ホームページからの電子申請が可能であり、申請期限は令和3年1月15日まで。

同セミナーでは、持続化給付金以外の中小企業向けコロナ関連支援策についても説明が行われた。

\* 同給付金制度並びにその他の中小企業支援策について、組合員向けセミナーの開催を検討される場合は、中央会までご相談ください。

\* 同制度に関するお問合せ先・詳細は下記よりご確認ください。  
持続化給付金事業コールセンター：0120-115-570

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



▲講師：朝原労務会計事務所 朝原邦夫氏

# 静岡労働局からのお知らせ

## 業務改善助成金の受付について

雇用環境・均等室  
Tel.054-252-5310

令和2年度申請受付を開始しました。令和2年度の申請締め切りは、令和3年1月29日です。  
業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成率	助成対象事業場は以下の2つの要件を満たす事業場です。 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ②事業場規模100人以下
30円コース	30円以上	1人	30万円	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 ※	
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

※生産性を向上させた企業が業務改善助成金を利用する場合、その助成率を割増しします。  
詳細は厚生労働省HPでご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokujun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

## 女性活躍推進法の改正について

雇用環境・均等室  
Tel.054-252-5310

常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析をした上で、結果を勘案した**一般事業主行動計画**を策定していただき、社内周知、外部への公表、労働局への行動計画策定届の届出をし、併せて自社の女性活躍に関する情報の公表をする義務があります。

- ・法改正により、**行動計画の策定方法や情報公表の方法が変更されました。**  
(2020年4月1日から順次施行)
- ・行動計画の策定・情報公表の義務の対象事業主が301人以上から101人以上に拡大されます。(2022年4月1日施行)

行動計画の策定・届出を行った事業主の内、女性の活躍推進に関する状況が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし」認定よりも水準の高い「**プラチナえるぼし**」認定が創設されました。(2020年6月1日施行)

改正内容の詳細、「えるぼし」「プラチナえるぼし」の認定基準等については、厚生労働省HPをご確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>





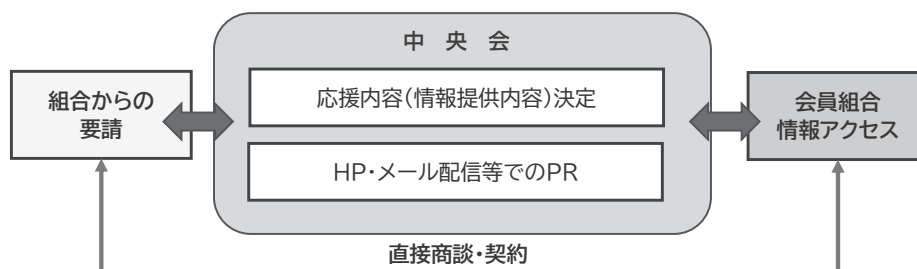
## 静岡県中小企業団体中央会

### 令和2年度事業 コロナに負けるな！使い、使われ”助け合い” 組合助け合い応援プロジェクト



新型コロナウイルスの感染拡大により、規模や業種を問わず大きな打撃を受けています。この時だからこそ、会員組合が相互に助け合うことが大切です。ぜひ、組合による組合・組合員のための応援プロジェクトにご協力をお願いします。

応援プロジェクトのイメージ



<具体的イメージ>

新型コロナウイルスの影響で原材料が大量に残った。利用したい企業に譲りたい。

#### ■対象となる事業

- ・新型コロナウイルスの影響で、組合員が受けた事業へのダメージを少しでも解消するための組合の取組を対象とし中央会で情報発信します。
- ・会員組合が窓口になり、直接、問い合わせへの対応・商談・契約等を行っていただきます。

#### ■応援する組合の決定について

- ・新型コロナウイルスの影響で、組合員の多数の売上・利益等が低下するなど深刻な状況にある組合を応援対象とします。
- ・組合から要請いただき、正副会長にて応援を決定します。

#### ■応援に活用するツールについて

- ・中央会ホームページに専用サイト「新型コロナウイルス特設コーナー」を設置し応援プロジェクトをPRします。
- ・メール配信サービスにより応援プロジェクトのほかコロナ関連の情報を積極的に提供します。
- ・各種会議で応援プロジェクトの情報を提供します。
- ・必要に応じ本会職員が巡回しPRします。

#### ■会員組合の皆様へのお願い

応援プロジェクトは、それぞれの事業をお互いに利用し合おうというのが基本です。必要により、組合名簿の提供やダイレクトなお願いをする場面もあるかと思いますが、ぜひこの点もご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### ■実施期間

2020年7月～2021年3月末までとします。

※協力要請に関するお申込み等、詳細は、中央会ホームページをご覧ください。

<https://www.siz-sba.or.jp/s/news/detail.html?CN=35090>

## 組合助け合い応援プロジェクト 申込フォーム 入力例

※この用紙に必要な事項をご入力いただき、下記メールアドレス宛てにお送りください。

後日、担当者よりご連絡申し上げます。 メールアドレス: webmaster@siz-sba.or.jp

組合名	静岡県中央協同組合		
住所	〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1		
TEL	054-254-1511		
メールアドレス	hide-tamura@siz-sba.or.jp		
担当者名・役職	中央太郎・事務局長		
応援要請テーマ	西部地域農産品の格安セット販売します！！		
実施期間	2020年7月1日～8月31日		
応援希望内容 ※告知原稿として 使用します。	<p>当組合は、食料品製造業10社で構成する組合です。 新型コロナウイルスの影響で生産計画が大幅に減少したため 原料となる農産品をお譲りしたいと思います。 業務用の冷蔵倉庫で保存しているため鮮度は充分です。会社の 福利厚生、ご家族やご友人とのバーベキュー、夕食の食材等に ご利用いただければ幸いです。 セット内容及び価格は以下の通りです。ぜひご利用ください。</p> <p>(セット内容)キャベツ2個、ニンジン3本、玉ねぎ5個 九条ネギ3本、椎茸大5個、もやし3袋 800円 800円(送料・税込)を50セットをご郵送します。 ※上記に〇〇牛500gを追加すると 3,200円</p> <p>(申し込み方法) 組合に電話いただくか、組合HPよりお申込みください。 TEL:054-254-1511 URL: <a href="http://www.siz-sba.or.jp/">http://www.siz-sba.or.jp/</a></p>		
告知・申込URL	<a href="http://www.siz-sba.or.jp/">http://www.siz-sba.or.jp/</a> ※本会ホームページからリンクします。		
(任意)掲載画像	JPEGデータをメールに添付してお送りください。(2枚まで掲載可能です)		
所属組織名	組合名に同じ (注) 組合以外が窓口となる場合にご入力ください。		
担当者名	中央太郎		
TEL/FAX	TEL	054-254-1511	FAX 054-255-0673
メールアドレス	hide-tamura@siz-sba.or.jp		
組合員の状況	<p>組合員10社の8割が5月の売上が対前年80%ダウンと非常に 厳しい状況です。特に学校給食の中止、イベントの中止、加えて 飲食店からの受注が全く途絶えたことが組合員の経営を大きく圧迫 しています。仕入れた食材は各社にて保存されており鮮度維持も 完全であるため、これを広く販売し少しでも収入を上げたいと思っ ております。</p>		

\* 組合助け合い応援プロジェクト申込フォームは中央会 HP よりダウンロードしてください

# 景況ウォッチ

組合活性化情報

内閣府が6月8日に公表した2020年5月期の「景気ウォッチャー調査(全国版景気動向調査)」によると、5月の景況を示す現状判断DI(季節調整値)は、前月比7.6ポイント上昇の15.5(基準値50.0=前年同月横ばいを示す)となった。また、2,3ヵ月先の景況を予測する先行き判断DI(季節調整値)は前月比19.9ポイント低下の36.5となった。

今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるものの、悪化に歯止めがかかりつつある。先行きについては、厳しさが続くものの、持ち直しへの期待がみられる。」とまとめている。

## 概況

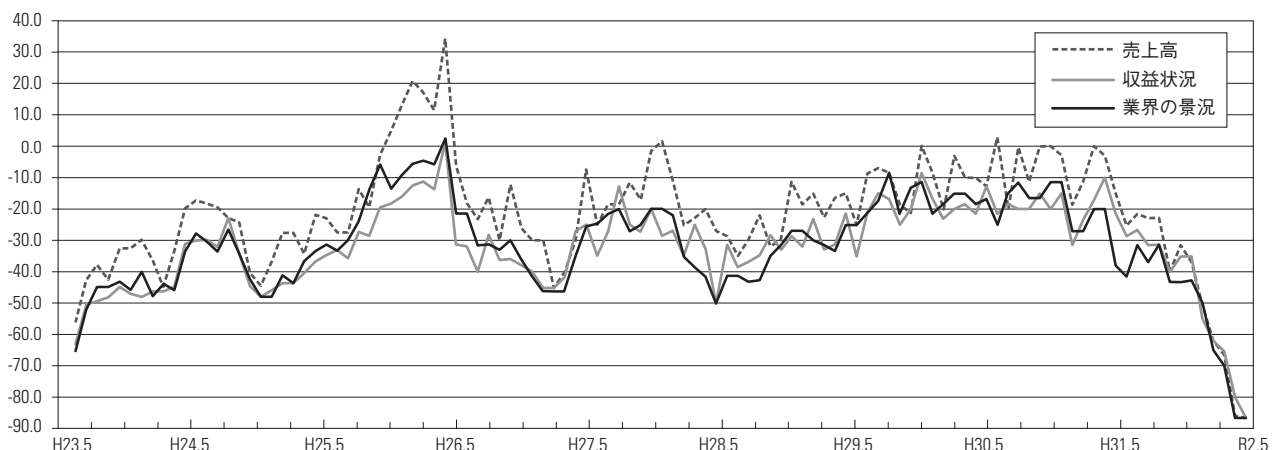
- 2020年5月のDI値は、前月との比較において「取引条件」「資金繰り」「設備操業度」「雇用人員」の4指標が改善、「業界の景況」「在庫数量」が横ばい、「売上高」「収益状況」を含む3指標において悪化する結果となった。4指標において3ヶ月ぶりに改善に転じたものの、「収益状況」においては先月より更に6.7ポイント数値を落とした。-80ポイント以下になるのは2008年9月のリーマンショック後と同様の落ち込み。新型コロナウイルス対策における助成金等の経済施策について、返済の必要がない給付金の交付や、金額や条件に制約が無い補助金を求めるコメントが寄せられている。
- 「製造業」では、前月との比較において、「在庫数量」「取引条件」「設備操業度」が改善、「売上高」「業界の景況」が横ばい、「収益状況」を含む4指標において悪化する結果となった。「取引条件」が先月より6.7ポイント上昇しているのは、食料品・輸送用機器が悪化から不変へ移行したことが影響している。現在はこれまでの仕掛在庫をこなしているが、新型コロナウイルスの影響で新規受注が無い状況が今後いつまで続くのか、またそれによる連鎖的な破綻を不安視するコメントが寄せられている。
- 「非製造業」では、前月との比較において、「取引条件」「資金繰り」「雇用人員」が改善、「収益状況」を含む4指標が横ばい、「売上高」が悪化する結果となった。「資金繰り」が先月より16.6ポイント上昇しているのは、卸売業・小売業・商店街・建設業・運輸業が悪化から不変へ移行したことが影響している。「緊急事態宣言」が解除されても、外出、外食を控える動きが多く宿泊業を中心に各業種で非常に厳しい状況となっている。

## DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
2020.5	-86.7	0.0	-28.3	-35.0	-86.7	-63.3	-70.0	-38.3	-86.7
DI値	☔	☁	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
2020.4	-86.6	0.0	-23.3	-40.0	-80.0	-70.0	-83.3	-40.0	-86.7
2020.4→2020.5	-0.1↓	0.0→	-5.0↓	5.0↑	-6.7↓	6.7↑	13.3↑	1.7↑	0.0→

+0.1以上…☀ ±0.0~-10.0…☁ -10.1~-20.0…☔ -20.1~-…☔ なお「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。  
※基準値±0.0=前年同月横ばい。

## 主要三指標DI値推移(過去10年間)





(2020年5月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員60名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。集計結果の詳細は、本会ホームページ (<https://www.siz-sba.or.jp>) でご覧になれます。

## 業界の声

### ■製造業

水産食料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響から、飲食店・観光施設への鮮魚等の卸売の販売量は大きく減少しているが、小売店への家庭での食材関係の卸し商材(主に加工品)等の販売量は落ちていない。</li> <li>新型コロナウイルスの影響により組合員の操業率が低下し、それに併せて組合が供給するインフラ事業の利用率がスライドして減少傾向にある。</li> <li>緊急事態宣言が解除されたが、外食産業の状況が好転しなければ業務用の鹽節や調味料の需要が停滞し、在庫過多の状態になってしまえば一段と製品の動きが鈍くなる。</li> </ul>
製茶業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、新茶イベント等が中止となり消費地の小売店、贈答、葬儀関係は売上減となっている。一方で在宅消費による通販や、スーパー関係は売上増になった。</li> </ul>
パン	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅勤務や学校の休校により家庭内での消費が増え、小売り売上げが多少増加している。</li> </ul>
織物業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により受注減少、先行きの見通しが立たない。</li> <li>当組合に係る繊維産業では大手アパレルの倒産も出ている。今後、連鎖的な影響が表面化してくることが十分に予想され、先行きが非常に心配。</li> <li>6月、7月までは織屋への仕掛在庫があるが、その後の発注が不確かで、来年にかけての受注も不透明な状況。</li> <li>主力のゆかたの売り上げは、第一期納入はしたものの追加発注はゼロ。来年の発注も本年度の過剰在庫のためかなり尾を引くと思われる。</li> </ul>
宗教用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響で、生産・販売共に減少が続いており対前年比マイナス31%と最悪の状態である。</li> </ul>
製材業、木製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス騒ぎの始まる以前に契約された住宅向けの仕事をこなしているのが現状。現在は比較的仕事量を維持している組合員も、本格的な新型コロナウイルスの影響はこれから現れるのではないかと警戒をしている。</li> <li>組合事業である製紙向けチップ生産は、土曜日受け入れ停止の処置から生産量が若干落ちている。</li> </ul>
パルプ・紙・紙加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月の大型連休中は操業停止の組合員様も多く、その分売上は減少した。</li> <li>新型コロナウイルス特需のトイレトペーパーは落ち着いた。</li> </ul>
印刷業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響で、各種イベントの中止や、顧客の営業休止に伴い印刷物の受注が減少している。</li> </ul>
セメント製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響を抜きにして対前年比71.5%。今後工事遅延、計画見直しが出てくると思われる。</li> <li>当地区は大型物件が無く苦戦している。</li> </ul>
金属製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響で自動車関連工場が停止していることから、生産額が対前年比33.5%減となっている。</li> <li>新型コロナウイルスの影響は状況変化しつつあるが、売上高は相変わらず減少したままである。業種によっては更に減産傾向が見られ、先行きが不透明であり不安は否めない状況である。</li> </ul>
生産用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響で親会社の受注減少に伴い仕事量が減少しており、中長期的減産予測をせざるを得ない。</li> <li>これから一時帰休する会社が多くなると思われる。</li> <li>設備の一部稼働停止、出勤調整等が出始めており、雇用調整助成金申請の準備に入った組合員もある。</li> </ul>
電気機械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>親企業の新型コロナウイルス感染症対策実施に伴う生産能力ダウンと製品の販売減少の影響により組合員の売上は減少した。特に輸出の減少が大きい。今後の生活様式の変化に伴う需要への影響と、今夏の天候による空調機器への影響を注視している。</li> </ul>
輸送用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響で対前年同月比15%の売り上げ減少となっている。特にメーカーの生産調整がダイレクトにマイナス影響として生じている。</li> <li>新型コロナウイルスの影響で完成車メーカーの稼働停止日が増加し、売上減少の影響が拡大している。完成車メーカーの支援もあり、当面の資金は確保しているものの、今後の生産計画に合わせた人員調整に苦慮している。</li> <li>受注の減少は続いており、見通しが立たない。</li> </ul>

### ■非製造業

セメント卸売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷量は昨年が悪すぎたため、微増となった。今後工事発注に影響が出てくることを危惧する。</li> </ul>
機械器具小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理部品の入荷状況が不安定である。</li> </ul>
鮮魚小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売部門の売上げ、客数は増加した。飲食店等への外販(業務卸)部門の売上は激減し、今後も回復が見込めない状況。廃業に追い込まれる事業者が増えることが予想される。</li> </ul>
各種商品小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響で、非常事態宣言が出され、休業した店舗も多く、土日は人通りも少なく閑散としていた。解除以降、特に大型店が営業再開してからは、賑わいも少しだけ戻ったが、店の売上げは大きく減少している。</li> <li>感染防止のため、マスクや消毒液を組合員に配布するとともに街にエールを送るプロジェクトに協賛してペナントを作成し掲出している。お店で働く従業員、ご来街の皆様へ元気を与えたい。</li> <li>飲食店に賃貸している組合員所有の不動産の家賃の値下げ要求があった。緊急事態宣言下の新型コロナウイルスの影響は組合員の多くを占めている飲食以外の物販店にも大きく及んでいる。</li> </ul>
不動産取引業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、飲食業等を筆頭に売上げが減少し、賃料の値下げ依頼が数多く寄せられ、賃貸や管理を扱っている組合員は、応対に苦慮している。3月頃は新型コロナウイルス終息迄の期限付値下げ交渉が主だったが、今では、恒久的に2~3割値下げの話が多くなっている。貸主もローンをかかえている等の理由が無い限り、応じる事例が増えている。</li> </ul>
宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、ゴールデンウィーク期間の休業要請により、組合加盟施設のほとんどが休業に応じ、その内の約5割が5月末までの休業に踏み切った。6月からはほぼ全施設が再開するが、宿泊予約は依然として低迷が続く現状では首都圏からの来遊客が全体の7割以上を占める当地区としては、東京を中心とした段階的な解除が今後の誘客を大きく左右すると思われる。</li> <li>感染防止の為、夏イベントも花火大会を中心に7~8月の行事がすべて中止となり、本来、年間で最も集客数の多い8月の宿泊動向が不透明であり、今後、資金繰り等も含め引き続き大変厳しい状況が予想される。</li> </ul>
情報サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車、製造業など減収減益のため、今期後半に大きな影響が出る可能性がある。</li> </ul>
総合工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響で売上高等で業種により影響度にばらつきが感じられる。</li> <li>受注状況において、公共工事は微増若しくは横ばいだが、民間工事は減少しており、全体としては減少傾向である。</li> <li>官庁工事は昨年度同様に発注が続いているが、民間工事は大型物件は計画の延期が続いている。</li> </ul>
電気工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響によるゼネコンの工事中断、新規住宅着工の激減により、電気工事受注量が徐々に減少し始めており、今後の先行きも予断を許さない状況。ただ、新規住宅受注が全くないなかでも大手住宅メーカーでは技術者の囲い込みのために、造成地にできる土地を見つけたし、造成し、注文住宅ではなく、建売住宅を建築している業者もあるため、直ちにキャッシュフローが悪化する事態には至っていないが、予断は許さない状況。</li> </ul>
道路貨物運送業	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年ゴールデンウィーク明けは荷物情報が増加するが、今年は減少が続き、月末週は酷い状況であった。出荷量が減少しているため、倉庫内の在庫が積み上がっている状況。</li> <li>食料品関係は堅調であるが自動車関連は影響が大きく、扱う荷物により明暗が分かれている。</li> <li>輸送量の減少に伴い、運賃の値下がりが続いている。</li> <li>新型コロナウイルス対策にて製造業の休業や時短によって生産量が落ちていると思われる。それに伴い輸送量も激減したが、(特需商品等)運搬取り扱ひ商品によって増えているものもある。</li> <li>自動車関連の生産が止まっている間、自動車部品を運搬している輸送業者が一般貨物の取り扱ひに参入してきているのか、一般貨物も引き合いが多く貨物の取り扱ひになっている様子。</li> </ul>
道路旅客運送業	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月の運送収入は、対前年同月比マイナス65.1%と大きく落ち込み、5月に入り緊急事態宣言解除後も、三密を避けた新しい生活様式が求められる中で、タクシー需要は大きく落ち込んだままである。</li> </ul>

## 工科短期大学校（令和3年4月開校） 浜松テクノカレッジ 若年者訓練コース

県立工科短期大学校（令和3年4月開校）と県立浜松技術専門校（愛称“浜松テクノカレッジ”）では、「令和3年度入校生」を募集しています。工科短期大学校では現場のリーダーとなる人材、浜松テクノカレッジでは現場の即戦力となる人材を育成します。

就職に役立つ資格の取得、100%の就職率、実習重視の授業など、魅力あふれる学校となっています。工科短期大学校、テクノカレッジで技術・技能を身につけましょう！

### 令和3年度入校生募集

#### 募集科及び募集人員

学校名	科名	定員
工科短期大学校 静岡キャンパス	機械・制御技術科	30名
	電気技術科	20名
	建築設備科	20名
工科短期大学校 沼津キャンパス	機械・生産技術科	20名
	電子情報技術科	20名
	情報技術科	20名
浜松技術専門校	機械技術科	20名
	建築科	10名
	設備技術科	10名

#### ●工科短期大学校とは

- 厚生労働省が所管する修業年限が2年の職業能力開発短期大学校です。
- 生産現場・建設現場のリーダーとして必要となる技能・技術を習得するため、実技時間が多いことが特徴となっています。
- 工科短期大学校修了後は全国に10校ある職業能力開発大学校の3年次への進学が可能です。



#### 募集日程、試験科目

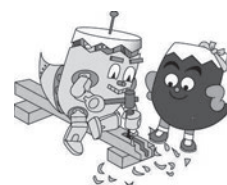
学校名	区分	出願受付期間	試験日	試験科目	会場	
工科短期大学校	高等学校長推薦入学試験	第1次	令和2年9月2日(水) ～9月16日(水)	令和2年9月27日(日)	数学I 面接	清水テクノカレッジ
		第2次	令和2年10月7日(水) ～10月21日(水)	令和2年11月1日(日)		
	高等学校長推薦入学試験	第3次	令和2年11月25日(水) ～12月9日(水)	令和2年12月20日(日)		
			一般入学試験	第4次		
	浜松技術専門校	学校・事業主推薦	第1期	令和2年7月13日(月) ～9月8日(火)		
一般試験						

※「数学I」及び「数学A」程度までの分野

#### ■その他

□検定料：18,000円（工科短期大学校）、2,200円（浜松技術専門校）

<お問い合わせ>	静岡キャンパス	TEL：054-345-2032	FAX：054-345-2921
	(現：清水テクノカレッジ)		
	沼津キャンパス	TEL：055-925-1071	FAX：055-925-1115
	(現：沼津テクノカレッジ)		
	浜松テクノカレッジ	TEL：053-462-5602	FAX：053-462-5604



## 清水技術専門学校（清水テクノカレッジ）

### 【オープンキャンパスの参加者募集】

静岡県立清水技術専門学校（愛称：清水テクノカレッジ）では、オープンキャンパスの参加者を募集しています。（HPもしくは電話でお申込みください。）

詳しくは、本校にお問合せください。

TEL：054-345-2032

開催日：7/26(日)、8/30(日)

時間：10：00～12：00

内容：工科短期大学校（機械・制御技術科、電気技術科、建築設備科）の概要説明、見学

※新校舎建設中のため、現施設での見学になります。

### 【在職者訓練（研修・講習）の受講生募集】

静岡県立清水技術専門学校では、在職者の方を対象に、様々な訓練（研修・講習）を行っています。

今回は、その中の3コースを御紹介します。

本校のホームページにて、詳細や申込みの方法を御案内しています。Web申込みも出来ます。

スキルアップに、是非御活用ください。

<https://shimizu-tc.ac.jp/>

### ■1級管工事施工管理技士予備講習（学科）

募集期間：8/3まで

開催日：8/24～9/3(月・火・木：夜間6日間)

定員：10名

受講料：4,400円

内容：過去問演習・解説による直前対策

### <生産性向上訓練>

### ■組み込みプログラム入門（Raspberry Pi）

募集期間：8/5まで

開催日：8/25、8/26(火・水：昼間2日)

定員：5名

受講料：1,100円

内容：照度センサーなどからの入力信号を“Raspberry Pi”と呼ばれるワンボードマイコンにより処理するプログラム演習をとおして、組み込みプログラム(C++)の開発について学びます。

### ■LED等省エネ照明の導入・設計

募集期間：8/5まで

開催日：8/27、8/28(木・金：昼間2日)

定員：8名

受講料：2,200円

内容：LED照明等の最新の省エネ照明器具の技術知識を学び、改正省エネ法の照明に関する新基準に沿う最適な検討手法などを計算演習を通じて習得します。

## 県立あしたか職業訓練校 【第1回】令和3年度入校生募集

あしたか職業訓練校では、障害のある方が、個々の能力と適正に応じ、企業等で働くために必要な基礎的知識、技能を習得するための訓練を行います。また、希望者は1年間の寮生活により社会への適応能力を高めることができます。

### 【あしたか職業訓練校】

TEL：055-924-4380 FAX：055-924-7758

HP：<https://ashitaka-vtc.ac.jp/>

募集科：コンピュータ科

生産・サービス科

定員：コンピュータ科10名

生産・サービス科40名

訓練時期：1年(令和3年4月～令和4年3月)

募集時期：8月3日(月)～9月11日(金)

選考日：10月8日(木)

### 【応募手続】

書類配布先：ハローワーク又は市町の障害福祉担当課、あしたか職業訓練校

応募手続：管轄するハローワークで必ず職業相談を受けた上で、ハローワークに応募書類を提出してください。

## 生産性向上職業訓練 受講生募集!

静岡県立浜松技術専門学校では中小企業等の産業用ロボットなど成長産業分野への事業展開を促進するため、生産部門の技術者等を対象とした職業訓練を行っています。

本校のホームページで研修の詳細、申込み方法をご案内しています。内容をご確認のうえ、在職者訓練のページからお申込みください。なお、電話でのお問い合わせでも、同様のご案内をいたします。

### 【浜松技術専門学校】

HP：<http://www.hamamatsu-tech.ac.jp>

〒435-0056 静岡県浜松市東区小池町2444-1

TEL：053-462-5602





## 「自己紹介」

令和2年4月1日より静岡県中央会に入会いたしました、長田昂大と申します。

私は前職で会計事務所に勤めておりましたが、この度ご縁があり前職とは違った形で中小企業の皆様の支援をさせていただくことになりました。生まれ育った静岡の更なる発展に寄与できるよう、懸命に努力していきたいと思えます。

趣味はスポーツ観戦(特にサッカー)です。世界各国で少しずつ再開され始めていますが、早くスポーツのある日常が戻ることを願っています。また、働き始めてからなかなか体を動かす機会がないため、運動不足を解消していきたいところです。

本会職員となってからおよそ四ヶ月が経ちました。まだまだ至らない点は多々あるかと思いますが、皆様のお役に立てるよう日々努めてまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



中央会 新職員  
**長田 昂大**

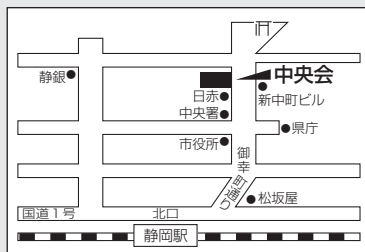
## 中央会からのお知らせ

例年、本誌7月号では、会員の皆様にご支援をいただき「誌上暑中見舞交換」を行っておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況にあって、やむなく5月の募集を断念致しました。この企画を楽しみにしていただいております本誌ご愛読の皆様、毎年ご協力をいただいております組合の皆様には大変申し訳ございませんが、事情ご賢察の上、あしからずご容赦くださいますようお願い申し上げます。

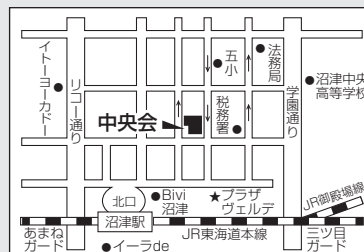
また、今後の対応と致しまして、本会では、コロナ禍と懸命に戦う組合並びに中小企業の皆様を応援するべく様々な企画を検討しております。詳細につきましては、内容が決まり次第ご案内申し上げますので、是非ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 中小企業静岡7月号 (通巻800号)

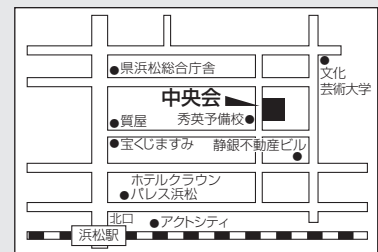
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673  
 東部事務所 〒410-0046 沼津市米山町6番5号 TEL / 055-926-8220 FAX / 055-926-8230  
 沼津商工会議所会館4階
- 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <https://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス [webmaster@siz-sba.or.jp](mailto:webmaster@siz-sba.or.jp)  
 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

富士山静岡空港企業サポーターズクラブ

# ビジネスサポートキャンペーン

令和2年度 第2期 対象期間 令和2年7月1日～9月30日

合計  
最大

# 8,000円

## キャッシュバック!

まずは、企業サポーターズクラブへ  
ご入会ください!!

- ① まずは、裏面の入会届出書をご利用頂き、ご入会  
(入会前の利用は対象外)
- ② 出張等で富士山静岡空港発着便をご利用
- ③ 富士山静岡空港利用促進協議会事務局へ、補助金  
交付申請書と、搭乗されたことを証明する資料の  
写しをご提出 令和2年10月16日(金) **必着**
- ④ 会員企業の指定口座へ振込み

日本国内の法人にご入会頂けます。

- 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等の事務所又は事業所
- 監査法人、弁護士法人等、各士業の法律に基づく法人
- 学校法人、医療法人、一般社団(財団)法人、商工会議所、協同組合  
等の非営利の法人もご入会頂けます (詳しくはお問い合わせ下さい)

詳しくは企業サポーターズクラブのページへ

最新のお得なツアー情報も掲載中!

<http://www.fs-airport.com>

富士山静岡空港サポーターズクラブ

検索



① 富士山静岡空港のご利用で

往復  
**4,000円**  
キャッシュバック!

※片道の場合2,000円、1会員最大5万円(25片道)

② 国際線の就航先空港の  
トランジット利用で

往復  
**2,000円**  
キャッシュバック!

片道1,000円 ※1会員最大2万5千円(25片道)

③ 県内の西部・東部地域の  
企業様がご利用の場合には

往復  
**2,000円**  
キャッシュバック!

片道1,000円※1会員最大2万5千円(25片道)

西部地域「湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、  
掛川市、菊川市、御前崎市、森町」  
東部地域「富士市以东の市町」

① ¥4,000

①+② ¥6,000

①+②+③ ¥8,000

問い合わせ / 富士山静岡空港利用促進協議会



「ものづくり分野」の業務に役立つ技術・技能・知識のレベルアップを図りたい方へ！

ポリテクセンター静岡の

# 能力開発セミナー



<b>機械系コース</b> (溶接も含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設計(製図・CAD・公差・力学・解析/評価)</li> <li>・制御システム設計(空気圧・油圧)</li> <li>・機械加工(旋盤・フライス盤・NC旋盤・マシニングセンタ)</li> <li>・精密測定 機械保全 溶接加工 など</li> </ul>	<b>電気系コース</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御システム設計(シーケンス・PLC・空気圧)</li> <li>・組込みシステム(C言語プログラミング・IoT・マイコン制御)</li> <li>・電気設備保全/設計 電子回路設計(アナログ回路、はんだ付け)</li> <li>・計測技術 など</li> </ul>
<b>居住系コース</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築計画/意匠(法規・計画・設計/製図・CAD・インテリア)</li> <li>・木質構造設計(壁量計算・構造安定性能・応力度)</li> <li>・測定/検査(耐震診断)</li> <li>・建築施工(壁装施工)</li> <li>・建築整備工事/保全(冷媒配管・防災) など</li> </ul>	<b>管理系コース</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場管理(コスト改善/低減・生産工程改善・品質改善と向上)</li> <li>・教育訓練(現場監督者育成・部下育成能力・5Sと生産性)</li> <li>・安全管理(ヒューマンエラー) など</li> </ul>

## Pick up (9~10月開催コース)

<b>バイト研削で旋盤技術のレベルアップ!!</b> <b>「工具研削実践技術(バイト編)」</b> コース番号: 3M151 開催日時: 9/29(火)~10/1(木) 9:30~16:30 受講料: 31,000円 定員: 6名 申込締切 9/8(火)	<b>ハイエンド3DCADによる設計を学ぶ</b> <b>「設計に活かす3次元CADソリッドモデリング技術(使用ソフト:CATIA)」</b> コース番号: 3M031 開催日時: 10/6(火)~9(金) 9:30~16:30 受講料: 28,000円 定員: 10名 申込締切 9/15(火)
<b>トランジスタ回路をマスターし、今の技能に付加価値を</b> <b>「トランジスタ回路の設計・評価技術」</b> コース番号: 3D261 開催日時: 10/6(火)~7(水) 9:30~16:30 受講料: 9,500円 定員: 10名 申込締切 9/15(火)	<b>実践作業を通して、はんだ不良ゼロへ</b> <b>「基板製作に係る鉛フリーはんだ付け技術」</b> コース番号: 3D311 開催日時: 10/27(火)~28(水) 9:30~16:30 受講料: 13,000円 定員: 10名 申込締切 10/6(火)
<b>手書きならではの温もり伝わります</b> <b>「住宅インテリアパース作成実践技術」</b> コース番号: 3H131 開催日時: 9/2(水)、9(水)、16(水) 9:30~16:30 受講料: 12,000円 定員: 10名 申込締切 8/12(水)	<b>ご存じですか? 建築物の環境配慮計画書の作成方法</b> <b>「建築物の環境配慮計画・評価技術」</b> コース番号: 3H161 開催日時: 9/3(木)、17(木) 9:30~16:30 受講料: 7,000円 定員: 10名 申込締切 8/13(木)
<b>被覆アーク溶接の悩みを解決</b> <b>「被覆アーク溶接技能クリニック(板材編)」</b> コース番号: 3M611 開催日時: 10/17(土)~18(日) 9:30~16:30 受講料: 14,000円 定員: 10名 申込締切 9/25(金)	<b>現場力を向上させるために!!</b> <b>「実践 生産性改善(収益力向上の現場運営とムダ取り技法)」</b> コース番号: 3M832 開催日時: 10/14(水)~15(木) 9:30~16:30 受講料: 8,000円 定員: 16名 申込締切 9/23(水)

**他のコースは是非ホームページでご確認ください!**



【所在地】〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35  
 TEL:054-285-7184 FAX:054-285-5192

(訓練課 事業主支援担当)

ポリテクセンター静岡

検索

QRコードからもホームページがご覧頂けます!

